

第9回公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年4月20日（月）午前10時0分
- 2 閉会日時 令和2年4月20日（月）午前11時58分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
1 番 永徳 省二君 4 番 佐々木雄司君 6 番 保田 守君
9 番 原田 素代君 10 番 行本 恭庸君 13 番 福木 京子君
15 番 岡崎 達義君 16 番 下山 哲司君
- 5 欠席委員
な し
- 6 証人
倉迫 明君 作間 正浩君
- 7 弁護士
水谷 賢氏 森岡 佑貴氏
- 8 事務局職員出席者
議会事務局長 元宗 昭二君 副 参 事 黒田 未来君
- 8 協議事項 1) 公金支出及び公文書改ざん等に関する調査について
・ 証人尋問
2) 証人出頭要求について
3) その他
- 9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（下山哲司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから第9回公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会を開会いたします。

議事に入る前に、報道機関の皆様申し上げます。本日は証人喚問を予定しておりますが、写真等の撮影については所定の位置を越えないよう、また証人に対する撮影については証人のプライバシーに配慮し、心理的に圧力がかかることを防ぐため、後方からの撮影のみとしてください。

以上、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これより協議事項に入ります。

協議事項1番目、本委員会に委任された公金支出及び公文書改ざん等に関する調査の件を議題とし、調査を進めます。

本日、本件について、倉迫明君、作間正浩君より証言を求めることにいたします。

本日、証人から証言を行うに当たり、メモ等を参考にすることについて許可をしておりますので、御了承をお願いします。

証人にはお一人ずつ証言を求めることといたしますが、証言や宣誓等についての注意事項はまとめて説明させていただきます。

それでは、証人の入室を求めます。

〔証人 倉迫 明君、証人 作間正浩君 入場〕

○委員長（下山哲司君） それでは、証人各位におかれましては、お忙しいところ御出席くださりましてありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に規定があり、またこれに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることになっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人、または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追、または処罰を招くおそれのある事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務所弁護士を含む。）、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術、または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨の申し出を願います。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項については、尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外には宣誓を拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。全員起立願います。

まず、倉迫明君、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（倉迫 明君） 私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和2年4月20日。倉迫明。

○委員長（下山哲司君） 次に、作間正浩君、宣誓書の朗読を願います。

○証人（作間正浩君） 私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和2年4月20日。作間正浩。

○委員長（下山哲司君） 御着席をお願いいたします。

証人は、それぞれ宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

よろしいですか。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際にはその都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、委員各位に申し上げます。本日は、公金支出及び公文書改ざん等に関する重要な問題について証人より証言を求めるのでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されるよう要望いたします。

それでは、倉迫明君から証言を求めたいと思っておりますので、作間正浩君は一度御退席ください。

〔証人 作間正浩君 退場〕

○委員長（下山哲司君） 中央へお座りください。

改めまして、倉迫明証人におかれましては、お忙しいところ御出席くださりましてありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願いいたします。

これより倉迫明証人から証言を求めます。

まず、事前に住所、氏名、職業、生年月日をこちらに記入していただいておりますが、この内容に間違いございませんか。

○証人（倉迫 明君） はい。

○委員長（下山哲司君） 最初に副委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から御発言を願うことにいたします。それでは、副委員長お願いいたします。

○副委員長（岡崎達義君） 本日は、倉迫前副市長におかれましては、御出席ありがとうございます。

まず、北川議員への聞き取り報告書から御質問させていただきます。

5月10日に、倉迫副市長からは吉井観光の手形が不渡りになりそうだから何とかならないかと電話があったとあります。なぜ電話したのですか。

○証人（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） 御存じのように、吉井観光には市からは市民バスとそれからスクールバスの運行を委託しておりました。市民バスは総合政策部、それからスクールバスは教育委員会が担当をしておりました。倒産すると市民の足に大きな影響が出ますので、両部を交えてその対策を協議いたしました。そして、協議の後、総務委員長には念のためその状況を報告しようということになり、私が両部を代表して、副市長室から会議に参加していた六、七名の目の前で電話をしたものです。そして、何とかならないかというようなことは言っておりません。状況を報告しただけでございまして、社長にお金を貸してあげてくださいとかそのようなことは何も言っておりません。北川議員が私を利用しようとしたものだというふうな思いを強く持っております。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 続きまして、5月16日には吉井運転組合会則、名簿、内規関係文書を教育委員会が作成したものをもらったとありますが、これらは誰が渡したのですか。

○証人（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） これらの文書につきましては、私は見たこともないし、説明を受けたこともありません。したがって、誰がそれを渡したのかということは一切わかりません。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 続きまして、5月24日に倉迫副市長、作間部長、藤井次長、安本課長、津田主幹と打ち合わせをしたとありますが、打ち合わせの内容について説明してください。

○証人（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） 5月24日の打ち合わせの内容ということですが、このメンバーで打ち合わせをしたことはありません。したがって、打ち合わせの内容は一切知りません。4月24日の朝には、北川議員が私の部屋に来室されました。そのときに、議員には私1人で組合では対

応できないということを伝えました。それから、その後も私には会議等があり、この会議があったのかも知りませんが、参加はできないと、しておりません。

以上です。

この件につきましても、議員から利用されているというふうに、先ほどもそうですけど、議員から私が利用されている、私のことを利用してるんだなあというふうにこれも強く思っております。

○副委員長（岡崎達義君） よろしいですか。

○証人（倉迫 明君） はい、以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 続きまして。

○委員（佐々木雄司君） ちょっと早いのでスピードを落としてもらえますか。

○副委員長（岡崎達義君） はい、わかりました。

続きまして、供述調書より質問させていただきます。

5月21日に倉迫副市長、藤井次長、安本課長で北川議員の自宅へ組合の雇用はできないと断りにいく旨の記述がありますが、誰がなぜ北川議員の自宅へ行って説明をすると言い出したのですか。

○証人（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） この日、5月21日の午前中は厚生委員会があつて、それが昼過ぎまでかかるのかなあと思ったけど、午前中ぐらいで終わりました。それで、昼過ぎに教育委員会の藤井次長と安本教育総務課長さんが私の部屋を訪ねてきました。それで、話の内容というのは、北川議員のところに資料を届けることになったというように言われ、そして北川議員のところにそれを行ったときに何を言われるか大変不安だというふうなことで、私についていってほしいというふうに言われました。私は、4時半ぐらいまで時間があいていたので、行ってこれという要請なので。それと、北川議員は運転手の組合に委託して事業を継続したらどうかという提案を5月10日とか11日ごろにされとります。それに対する答えをできるとかできないとかは言ってなかったので、それは当然このことが話の内容になるなあとあって、教育委員会だけが行ったら押しつけられてしまつて、そうしますと組合に委託することにしますということと言われても困るので、私はそのように言われたときにはそれは断ろうかと思つて、防波堤になろうと思つて一緒に出かけました。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 続きまして、過去にも市役所の事業について北川議員の自宅へ説明、相談に行ったことはありますか。

○証人（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） ありません。そのときが初めてで最後でした。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 続きまして、組合での契約を断ったら、北川議員はどのような発言をされましたか。

○証人（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） 吉井町ではこのような事例があったけど、このときは組合で対応をしたことがある、それなのに赤磐市で今組合で委託するというのがなぜできないのかというような発言があったと思います。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 続きまして、北川議員は倉迫副市長が吉井観光の経営が危ないと言ってきたから金を出した、こちらも幾らか回収したいと言っていた旨の供述がありますが、この発言は確かですか。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） 先ほども述べたことと重複はいたしますが、北川議員は私の電話によってお金を出したというふうに言われとりますけども、それは、お金を出してあげてください、社長に貸してあげてくださいとかそういうお金のことについては、話を、何とかしてくださいとかというようなことは言っておりません。

それから、この中のこの発言は確かですかという項目については、回収したいという発言についてははっきりとは覚えておりません。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） この発言を聞いて、北川議員の狙いは何かあると感じましたか。

○証人（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） この件につきましても、北川議員が私を利用してるというふうに強く思っております。北川議員は、こういう類いの、私が電話をしたからお金を貸したんだということは、たびたび私に対して言われておりました。私は、そんなことは言ってないよということで、否定を再三してきております。それで、1回目の貸し付けにつきましてはそれは本人の意思で社長さんにお金を貸されましたけども、2回目については貸されなかった、それはたびたびこんなことになっても、つき合い切れないというような話はお聞きをしたことがあります。結局不渡りが出て、事実上倒産をしたという結果になりましたけども、1回目にお金を貸したことが非常に悔しかったんだろうなあというふうで、それがあからこういうことを話をされとるのかなあというような感じがしました。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） また、調書によりますと、副市長からの連絡を受けた北川議員が吉井観光の手形の不渡りを回避するために出資したという話を北川議員本人が言い回っているのを聞いた、このとき北川議員が出資した金額は40万円ぐらいだと本人が言っていたが本当のことはわからない旨の供述がありますが、この金額については知っていましたか。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） 金額については、承知しておりません。それは、社長からもたびたびお願いがあったという話は聞いておりました。社長と北川議員との間で話をして決められた額であり、私は承知をしておりません。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 倉迫副市長はこの件から手を引いた旨の供述もありますが、いつ誰にどのように言ったのですか。

○証人（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） 5月22日に教育委員会と市長が、私も入ってましたけど、協議した結果、運転手と個々に契約をしようということの結論になりました。それで、このことを受けて、同日5月22日に藤井元次長に契約については各部局ともそれぞれで担当することになっているので、適切に対応してくださいというふうにお伝えをしました。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） それにつきまして、なぜ手を引いたのでしょうか。

○証人（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） 手を引くという表現はどうかと思いますけども、先ほどお答えしたように、契約につきましては各部局で担当をしておりますので、お任せをしたということがございます。それで、その後二、三日たって、藤井元次長からもそれは運転手さんとの話はもうつきましたということで、その後相談もなかったもので、これで運転手さんと契約がうまいことできるんだなあというふうに思いました。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） それで、この結果を市長に報告しましたか。

○証人（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） 翌日の5月22日の朝、教育委員会と私とで市長と協議をして、組合ではなくて運転手個人個人と契約をするということに決定をいたしました。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます

た。

○委員長（下山哲司君） 続いて、委員から質問があれば行うということになつてきますので、各委員から質問ございますか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） きょうはお世話になります。

○証人（倉迫 明君） よろしく申し上げます。

○委員（原田素代君） 私ども百条委員会のほうは、検察庁からの供述調書ですとかあと市役所のほうから新たな情報の提供などをいただいて、読み込んでまいりました。その中で、倉迫副市長の対応について、キャスティングボードを握った人だなあとという印象がまずあるんです。一つお聞きしたいのは、5月11日ですがこの日には副市長室で副市長と作間総合政策部長と北川議員と藤井次長でお話し合いをされてますよね。

○証人（倉迫 明君） はい。

○委員（原田素代君） このときにお話しされた内容というのをもう一度ポイントを押さえて教えていただけますか。

○証人（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） 実は、5月10日に消防団員の操法大会の激励会が夕方ありました。終わったときに、吉井町ではバスが倒産したときに組合をつくって対応したというふうな御提案とかございました。それで、それを受けて、そういうことが可能なかどうか、作間部長とそれから教育の元藤井次長とにこんなことの発言があったよということをお伝えをしてみると、そのときに部長室に来られて、それできのうのことだなあと、それで言われたのは、旧吉井町のときにはそれは運転組合に任せてうまいこといったということ念を押してとか、だからそういうことを検討してみてもらえないかという話がありました。そのことだけです。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 最初にお聞きしたいんですけど、赤磐市の要綱に議員を初めとして市役所の職員に対して何か相談事や提言があった場合、対応記録票を残すようにという要綱があるのは御存じですか。

○証人（倉迫 明君） はい。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） はい。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 再三副市長室で北川議員を交えた話し合いがこの10日以降おありになったようですが、それは一切残されていないようですが、残した記憶はございませんか。

○証人（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） 私は残してないですけども、私1人で北川議員と話はしないようにしてました。関係する部長さんあるいは担当課長に同席をしてもらうようにしておりました。それで、対応記録については、そのときは失念していたというか、どういうふうに記録したかとそういうことの確認まではしておりませんでした。これは、申しわけなかったというふうには思っております。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 倉迫副市長が、その10日前後から結果としてドライバーが確定するまでの間御苦勞いただいて、北川議員の自宅まで出向いてらっしゃる。再三そういう場面があったのに、もちろん御自身1人ではないわけで、なぜ対応記録票を残そうと、要するに1回、2回ではなくて何度もあったのに1枚もないんですよ。そこが、本来身を守るために公務員としてそういう対応記録票を残すほうがいいことなんですけど、そういう事情も含めてどういうふうに御理解して残さなかったんですか。

○証人（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） 先ほども申し上げましたが、対応記録表を残すべきだと思いますが、このときはそういうように至っていなかった、1人ではないので、担当した、同席した人がそれは書いてもらうように指示をすべきだったと思います。反省しております。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

次に行きます。

実際、5月21日に北川議員の家まで行って、説明をするわけですね、組合契約ではなく個人の臨時雇用でやりたいと。この際に供述調書によると大分倉迫副市長は罵倒されてますね、北川議員に。お金の問題もさることながら、要するにかなりある意味おどされるといえるか、組合でやるんなら俺が運転手の手配をしてやるんだから組合でやれということはかなり強硬に言われてらっしゃるようなんですが、そういう印象はありますか。

○証人（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） 今の先ほどの供述調書にあったように、それは私が電話したから貸したんだというくだりははっきり覚えております。これは、私を利用しておるといふふうに思い

ました。それから、運転手の紹介をしてやるとか自分がやってやるとかそういう発言があったのかもしれませんが、それはまだ最終的に組合でいくか運転手個々でいくかを市長とまだ協議もしてなくて、最終決定をしていないので、私が言われても私が、はい、組合でいきましようというわけにもいかないのです、それはそうですかと言って話を聞いたようなことで終わっております。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 結局21日の次の22日に市長と副市長と教育委員会で話し合いを持って、組合はやめたんだと、それは市長の意向もあって、そういうことにしました。その際に、今の倉迫さんのお話ですと、各部局で適切に対応するようにお願いしたという言い方をされていますが、藤井さんも安本さんもそうではなくて、もうわしはこの件から手を引くぞと、おまえらでやれよと、その言葉を引用すると逃げられたというふうに彼らは追い詰められたようですが、そういうことについての思いはどうですか。

○証人（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） 逃げられたという教育委員会の方の発言は私は聞いてないし、教育委員会の方があんたは逃げたなあと私に言ったことでもないし、私はごく当然のことを、どの部局ともそうしとるからこの件についてもあと契約の話はやってくださいよと、お願いしますよと言うたわけであって、決して逃げたりというわけではなしに、それは何か困ったことがあれば相談に来られたら相談にも乗るし、それは契約事務を、それはそのときはそう言いましたけど、二、三日後にはそれは運転手さんと話がついたからというふうに報告してくれました。したがって、ちゃんとやってくれとるなあという思いがあっただけで、私が逃げたようなつもりはありませんでした。そういう感じは、教育委員会の方がそのように思われたというふうには私は思っておりませんでした。

以上です。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） いいです。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） きょうはありがとうございます。御無沙汰しております。どうもお久しぶりです。

○証人（倉迫 明君） どうも。お願いします。

○委員（佐々木雄司君） 私のほうから、吉井観光の手形が不渡りになりそうだから云々というところについてもうちょっと詳しくお話のほうをお伺いしたいというふうに思っているんで

すが、藤井さんは県警の調べに対しまして、税金を滞納して差し押さえが入るといった情報や手形が不渡りになりそうだという情報があったため、そのことを地元の議員であり吉井観光と関係のある北川議員に連絡しておいたほうが良いと、作間総合政策部長と倉迫副市長と藤井、当時次長ですね、3人で相談して、副市長が電話をしたんだということで、具体的にお話しされていらっしゃるんですね。この内容を見ると、非常に北川議員の顔色をうかがうようなそういうエモーションですね、内面的なところで恐縮なんですけど、これを物すごく疑わせるんですけど、この内容で間違いはないんですか。

○証人（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） 電話を今の言った作間部長、藤井元次長と、要するに対応策を、先ほども言いましたけど、どういうふうな対応で臨むかということで、一つ一つの事業の承継というか、この山陽地域のバスとか熊山、吉井のほうのバスとか市民バスとかタクシー会社はどこに頼むとか、そういうふうなとかく空白が出ないように、5月15日にもう契約を破棄しましたけど、16日からも引き続いてそういう足が確保される必要があるというその辺の協議をしている中で、協議が終わった後、総務文教委員長、吉井町の議員さんでもいらっしゃいますけど、念のためにそれは電話しといたほうが良いんじゃないかなあと。前にも似たような案件ではないと思うんですけどそれに近いような状況というかそういうときに、北川議員に話をしなくて物すごく叱られたという部長がおられたという話になったので、念のために電話をしとくかという程度でした。それで、電話を入れなくてもそれは吉井観光の社長さんが北川議員にはお願いをたびたびされとるんだろうと思って、それで電話をしたときに御存じかもしれませんがということで不渡りが出そうなようなことの話を書きましたということを書いたら、それはもう社長からも聞いて知つとるというようなことを言われ取りました。

以上です。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 確認なんですけど、税金を滞納して差し押さえが入るといったような内容や手形が不渡りになるというようなものというのは、市役所の中でどういう扱いになるものですか、これは。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） それは、内部資料というか、です。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 多分守秘義務の係る内部情報じゃないかなと思うんです。それを議員に個人的に伝えるというのは、それはどういう認識なんですか。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） それは、念のためというだけで、別にこれだけの金額がということと言うたわけではなくて、そういう状況なんだということを取りあえず把握しといてもらう必要があるのかなあと、議員に対してじゃなくて、委員個人に対してではなくて、それは総務委員会の委員長さんに対してというつもりでございました。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） その委員長さんなどにはそういう一企業さんの、私も産業建設常任委員会で委員長をさせていただいてますけども、少なくともうちを担当していただいている執行部の方々はそういう民間企業の信用にかかわるような情報は委員会の中でも発言しませんし、個人的にじゃあこんなことがありますからというようなことを教えていただいたようなこともないんですが、総務文教常任委員会ではそういうようなことが例外なく慣例化してお伝えするような状況だったんでしょうか。

○証人（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） 私が在任中のときにそういうことはやってはおりません、内部情報を漏らすということとはできないので。今回のこの件についても、具体的にこれだけですからこれだけをしてあげてくださいよとかそんなことは決して言うつもりはなくて、全体としていろいろとうわさはたくさん、倒産しそうだといううわさはいっぱい出てはおりましたので、それはかなり多くの方が知っておられることかなあとは思いました。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） いや、世の中が知ってるとか知らないとかということではなくて、赤磐市の副市長たる身分の方が、赤磐市の行政情報全てにおいて目を通すことができる非常に高い管理責任を持っている方が、市内の民間企業さんの情報を議員さんに渡すっていうことは、これはそういうことってあり得るものなんですか、本来は。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） 詳しい情報は、議員さんでもそれは出せないと思います。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 差し押さえが入る情報というのは詳しい情報じゃないんですか。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） それは、そのようなことになっているよという情報は聞きました。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） いや、聞いたんじゃないかと伝えてたんですよね。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） そういうふうな話が出とりますけどもということをお伝えをただけで、その金額をそうしたら何とかしてあげてくださいねとか会社の情報を漏らしたとかというんじゃないくて、それはかなりのうわさにもなったので、それは。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） じゃあ、その差し押さえが入るといような情報といようなものは、そんなに大した情報ではないという認識で話をしてしまったとこういことですか。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） 守秘義務がある事項だということは思います、今思えばですけど。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 先ほど御自身が言われたんですが、他の部長さんが同様の件があったときにひどく叱られたということがあったからお話をしたんだといようなことでよろしいんですか。

○証人（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） それは、そのように作間部長とそれから藤井元次長との間で、それなら念のためなので言っとくかとい軽い程度でした。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） お尋ねをするんですが、守秘義務に係るような差し押さえ、民間企業の信用にかかわる私は確定的な情報だと思います、金額云々じゃなくてですね。差し押さえが入るといだけでもすごい情報だし、手形が不渡りになりそうだといようなその情報も民間企業にとっては死活問題になるようなすごく高度な情報だと思います。そういうような行政情報を伝えないと議員にひどく叱られてしまうといこの赤磐市の状況といものは、どのような受けとめをされますか。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） それは、内部情報として守秘義務に係るようなことは、たとえ委員会の委員長でもそれは言うべきではないといふに今は思っております。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） お話のほうを変えるんですが、吉井観光の経営が危ないといったから金を出したと、こちらも幾らか回収したいといっていた旨の供述がありまして、この発言は

確かですかというお尋ねを7番でさせていただきました。そのときに覚えてないというふうにお答えをされたんですが、一方8番ではお金の件は何度も言っていたというようなことを言われてるんで、それはどっちなんですか。覚えていらっしゃらないのか、それともお金の件は何度も言われてたというようなそういう御記憶があるんでしょうか。これはどっちでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） お金の件に関して、それは私が言ったからお金を貸したんだと、何とかしてくれと言われたから行ったんだというけど、それは私が言ったからではなくて、社長からたびたび頼まれて、個人として社長との間で幾ら貸しましょうというそういう話で決まっておるのであって、私はその電話をしたからだということはそれは決してそのようなことはない、頼んでないので、ないというふうには思っておりますけども、たびたびというのは、何かの話の拍子にあんたが言ったから金を貸したということはたびたび言われて、プレッシャーをかけられとるなあというふうには思いましたが、それはその都度そんなことは言っておりませんよということで否定はしてきておりました。ですから、ここで7番で言われた発言はそれは確かというか回収したいという言葉ではなくて、その危ないって言ってたからお金を出したということはたびたび言っておられました。でも、こちらも幾らか回収したいという回収したいということについては、はっきりと記憶にないということを申し上げました。

以上です。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 藤井さんが県警本部のほうで供述しておりますのは、言葉が非常に荒くて象徴的なのでそのまま読ませていただきますけども、副市長、おめえが払やあえかったんじゃあ、おめえが言うからわしは金を出したんで、などと事あるごとに繰り返し言っており、というふうな供述があるんですが、今倉迫さんが言われた何度も言っていたというのはこのことですか。

○証人（倉迫 明君） そうです。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） 何度も言うというのは、私が電話してきたから社長に金を貸したということは何度も言われたし、中には私がお金を負担すべきじゃないかというようなことも言っておられましたけど、それは私は何とかしてくださいとは言っていないということは、たびたびあってもその都度否定はしております。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） じゃあ、その今言われたものをもう1回確認させていただきたいんですが、倉迫さんはお金の話は、お金を何とかしてやってほしいというようなことは北川議員

には言っていないけども、一方的に北川議員のほうからおめえが金を出せと言うからわしゃ出したんじゃというふうに言われていたと、そのときに回収という言葉は使っていないけども、何とかしたいということを書いていたということは間違いない、これでよろしいんですか。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） 何とかしたいというのが、どこまでというのかはあれですけど、私が払えとかということも言われたこともありますし、ですから回収という言葉ははっきりとは記憶にないというだけです。

○委員（佐々木雄司君） 結構です。ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 5月21日に藤井次長、安本課長、倉迫副市長の3名で北川議員のところに行ってますけれども、藤井次長、安本課長が不安だから倉迫さんと一緒に行ってほしいと依頼をされたと思う、何を不安がって倉迫さんに御同行をお願いされたのか、詳しく御説明お願いします。

○証人（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） それは、何を言われるかわからないからついて行ってほしいというふうなお願いをされたんですが、つまりはその組合で委託するというにすべきだということで、そのことを強く言われたら教育委員会としても返事に困られることを言われとるのかなあというふうに私は認識したんですけども、行ってどういうふうな話があったらこういうふうにするかとかその辺の打ち合わせとかは何もなくて、その日は私は1時半ごろ来られて、4時半までには帰る必要があったので、その間あいてたから打ち合わせも何もせずに出かけていったというようなことで、そこのすり合わせをもっとしとけばよかったなあと思いますけど、何を不安に思ったのかということの細かい部分についてはわかりません。不安そうな雰囲気だったなあというふうに思いました。

以上です。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） でも、強く恐らく同行してくださいって言われたんですよ。

○証人（倉迫 明君） はい。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） 強くと言えるかどうか、お願いしますと言われたということです。どうしても首に縄をつけてでも連れて行ってほしいという意味、そこまではなかったと思います。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） もう1点お伺いします。

5月22日に倉迫さんは今回の件は各部に任せたというふうにおっしゃられておられるんですけども、今御存じのように、倉迫さんのときは1副市長制で、現在2副市長制になってます。副市長は2人いらっしゃいます。こうやって各部に任せてしまうと、いわゆる副市長の仕事というのはどうなるのか、今後も含めて、再発防止も含めて、これから、2副市長制になってるんですけど、各部に任せちゃうと副市長の仕事って必要ないっていうふうに思ってしまうんで、その辺はどうなんでしょうか。

○証人（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） それは、副市長としたら、それぞれ担当部局から相談事があったら相談に乗るとか、調整作業を、いきなり市長まで行くんでなくて、副市長のところで調整をして、これは市長に上げる必要がある、これは市長でなくても副市長の判断で物を決めればいいのか、そういうことになるのかなと思って、この件に関してはそれは組合でやりたいやりたいの話だったので、一応組合方式はやらないということをはっきり決めたので、あとは運転手個人個人と話をして契約をする話なので、それは各部で通常やってるようなその契約はそれぞれのところがやる、そういう案件だというふうに判断をしました。

以上です。

○委員長（下山哲司君） よろしいか。

○委員（永徳省二君） はい。

○委員長（下山哲司君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 私も、今永徳委員が質問された、それぞれ組合ではなくて運転手個々に契約しようということで話し合いをされて、それで契約は各部局にお任せをしたということなんですが、これまでの経過で教育委員会からもいろいろ大変ということで相談も受けて、北川議員のやり方、そういうことも全部わかった上で、一応これまでは副市長とそれから作間部長とか教育委員会とかで話はされてきてるけど、一応教育委員会に任せたといっても、それで二、三日後には一応いいようにいったというようなことを聞いただけで、それでそのままにされるとというのは、何か全体の責任者としてはそれではいけないんじゃないかな。これまでの経過があって、どうなったかというのは、やっぱりきめ細かく教育委員会からも相談を受けるなり、本当にいいようにいっているのかどうかというふうなことは常に心配もされながら聞かないといけないと思うんですが、何か淡々ともう各部局に任せたんだから、二、三日後には運転手の契約はいいようにいったというふうなことを受けただけで、そのままになってるのは無責任ではないかなあというふうに思うんですけど、そのことはどういうふうに思われますか。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） 確かに、その二、三日後には運転手とちゃんと話がつきましたからと

いうふうにおっしゃられたので、それから単価もそのままの単価ですという報告を受けて、具体的に数字は聞かなかったんですけど、受けて、それはうまいこといっとるといような類いの報告だったので、それで私は安心をしたような。とにかく一番心配してたのは、組合に委託したらそれは結果としてどういうことになるか。今回の件は組合に委託をしてやろう、やらせようというのが北川議員の一番の狙いでしたけど、それで組合を委託するのをやめたけども、結局運転手さん個人個人になったけど、その中でまた組合をつくってやろうとした、そこまでもそういうことになるというふうなことは意識の中にはっきりありませんでした。組合方式で組合へ委託してやることをやめたんだから、あとは通常個人個人と契約をしてやっていくという話なので、それはチェックをもっとすべきだったとは思いますが、結果的にはそう思いますけど、そのときはこれでうまいこといったなあというふうな認識でありました。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 1つよろしいか。

○委員長（下山哲司君） 岡崎委員。

○副委員長（岡崎達義君） いろいろ証人のお話を聞いてましていっつも思うんですけど、市長への相談あるいは教育長を含めた相談、こういうのはなかったんですか。市長に詳しく報告するとかあるいは教育長を交えてその協議をするとか、そういうのが一向に見えてこないんですよ。市の仕事として、やはりこういう大事なことは教育長、もちろん教育部局が関係してますから教育長あるいは市長それから副市长それから総合政策部長、こういう方を交えて密に連絡をとって初めてこういうものが前に進んでいくと思うんですけども、そういうのが一向に見えてこないんですけど、そこらあたりの詳しい説明をお願いしたいんですけど。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） 市長への報告ですけども、それは必要な案件についてはやるということでやっておりましたが、例えばこの北川議員が吉井観光への貸し付けをされたのも、それは貸し付けをされたという話になった、それからその次は貸し付けをされなかった、それはこんなことがたびたびあってもたまらんでというふうなそういう話もあったので、それは市長には報告をしとります。

それから、今回の件は、市民バスとそれからスクールバスと両方あるので、市民バスについては担当部の部長からそれは市長に何回となく言っているとあります。私も、それを部長のほうから聞いております。

それから、教育委員会についてのスクールバスについては、それは市民バスと連動した部分があるので、それも総合政策部が市長には連絡をしとります。

私は、それらを踏まえて、最終的にもう少し話をしようかなあというふうな思いではありました。

それで、教育長は途中で私のとこに来ていろいろお世話になっておりますと言われたのか、

でもそれは組合でいってくれと言われとったけど、そうではなくて個々の運転手さんと契約してやっていくようにしようと思うということは、教育長ともお話をしたことはあります。

それで、全部の部局が関係しとるから集まって市長のところで話をすればよかったですけど、そこまでまとめ切れなかったという状況だったと思います。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 岡崎委員。

○副委員長（岡崎達義君） 教育長は、報告書が出て初めて自分が知ったことがたくさんあると、それまでは何も知らなかったというような話をしてるんですよ。倉迫元副市長に関しましても、こう思ってた、こうしたんであろうっていうような推測でしか物を言われてないんですけど、なぜその3者、4者が集まってきちっとした会合を持って、しかもお互い連絡を取り合っていて、そういうことをしなかったのですか。それが仕事じゃなかったですか、あなた方の。

○証人（倉迫 明君） はい。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） それは、とりあえず各部からの情報とかどういうふうに行っていたのかを私がまとめて、それから市長に報告をしようと思ってたんですけど、だんだんと日にちがなくなってきて、それで5月22日の朝にまとめて報告といいますか協議をした、その都度でもたびたび行える状況があればよかったですけど、そこまでできなかったということです。

以上です。

○委員長（下山哲司君） 岡崎委員。

○副委員長（岡崎達義君） ということは、怠慢によってそういうのができなかった、してなかったということなんですね。

その立場としてそういうことをすべきだったのに怠慢だったということをお認めになるわけですね。

○証人（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） 怠慢であるというふうには私は言ってません。そこまで進展しなかったと、こちらの総合政策部の話とそれから教育委員会の話とを、うまいこと話が全部こういうふうに行こうという結論が出たら持っていったんですけども、それぞれが一生懸命やったけども22日までにその全体的な調整がつかなかったということです。仕事をさぼったつもりはありません。

○副委員長（岡崎達義君） 結構です。

○委員（保田 守君） いいですか。

○委員長（下山哲司君） 保田委員。

○委員（保田 守君） 先ほどから利用されたという思いを何遍も言われたんですけど、それはどういうことに利用されて、彼はどういうことを目的にして副市長を利用しようとしたのか、具体的にお聞かせ願いたいんですけど。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） 利用されたというのは、それは電話をしたから金を貸したと、それから何かしてあげてくださいと言われたと言っておりますけど、私は何らしてくださいということは言ってないんですし、こういう状況ですよということを言っただけで、それじゃあ困るから、市としても困るからお金を融通をしてあげたらどうですかとかそういう発言はしてないので、それは北川議員で見たら、市のほうもこういうふうに来てきたからということ、それは自分の行為を正当化するために、自分は決して間違っただけのことではないということを言いたがために、そのために私のことを、それは利用しとるとというのは、都合よくそういうふうな話をすりかえて、別の話にすりかえてされとるというふうに思います。

それから、24日にも5者で連盟してみんなで話をしたんだと言われとるけど、私はそんなことはしておりません。その前にその日の朝に組合ではできない、しませんからというのは言っておりますし、ですから私を呼ぶ必要がなかったのか、それともあとは私に言ってもそれは話にならないなあと、そのかわり教育委員会とだけの話じゃなくて、私や総合政策部長なんかも交えた話なんで、自分の行為は間違っただけのことではないということを言いたがためにそういうものを、作り事というか、そういうふうにはめられとんじゃないかというふうに思っておるということです。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（保田 守君） はい。

○委員長（下山哲司君） 保田委員。

○委員（保田 守君） この組合じゃなくて個々にやるという最終的な決定をしたのは、やっぱり市長の影響で決めたということですか。

○証人（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） それは、総合政策部が市民バスの運行についてこういうふうにすると思うという中で、北川議員からは組合方式でというのも言われとりますというのは、市長には21日ぐらい、二、三日ぐらいには総合政策部が話を持って行って、そのときにも市長は運転手については個々にということはおっしゃられて、それで21日にも教育委員会に対してもそのようにしようということ言われたから、市長の判断なのでそれで方針決定ということで、以後は個々の運転手と契約をするということに最終的に決まったということです。

以上です。

○委員長（下山哲司君） よろしいか。

保田委員。

○委員（保田 守君） 最終的な判断で個々にということで、最初の段階でここへ運転組合の会則とか名簿とか内規とかを作成したものを北川がもらったというようなことを言うんですけど、倉迫さんはこれは見たこともないしわからんということなんですけど、この委員会で運転手の方を皆呼んで聞いた中で、運転手の方からは組合をつくったらとかつくってくれえとかというようなことは、一切そういうことは言わなかったということを知っています。そして、役場のほうからも組合をつくってはという話は持ちかけてない、これは北川に結局圧力をかけられてつくったものをここへ持ってきたというようなことだろうと思うんです。だから、私個人で思ったのは、北川自身が利益を得るために組合をつくって、その運営に関与しようとか、そういうふうを考えてやったと思うんです。倉迫さんやこうも、その組合をつくるということに関して、これはこの人は個人的に利用しようなどと、これは組合を利用しようと思うて今一生懸命やるとるなというようなことは感じ取れなんでしょうか。

○証人（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） 旧吉井町のときにそうやってやったという話を聞いて教育委員会でも調べてみたけど、事実組合でやっとなんかという話がありました。ただ、なんか組合でというのを提案されたときに、私は直感としてはこれうさん臭い話だなあと、何かあるかなあということで、警戒する必要があるかなあというふうには思いました。それで、その後その今の組合員の規則であるとか名簿であるとかそういう規則的なものとか、そんなものを必要があるからつくってくれということには私に依頼はなかったし、それから教育委員会が作成したようなことを言われておりましたけど、教育委員会の誰にそのことを頼まれたのか、教育委員会がそのつくったものを、教育委員会だと思えますけど、教育委員会が作成したのなら教育委員会の誰かが渡されたんだろうなあと、そのものは私にも相談はなかったし、見てないということです。誰が作成をしたのかというのはいけません。

○委員（保田 守君） 最後に1つ。

○委員長（下山哲司君） 保田委員。

○委員（保田 守君） 最後に、特定の議員が行政のこういう大事なことを入って決めて指図したりするということは、最初から大きな異常だと思うんです。最初にとにかく誰かが指摘したら恐らくこの事件は排除できたんだと思うんですけども、こんな異常なことと思わなんでしょうか、おかしい、この行政はおかしいでと、こういうことをしとったら。議員が関与する、関与するもんじゃないですが、そのことは感じなんでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） それは、おっしゃられるとおりだと思います。議員さんが、先ほどに

もありましたけど、何か言ってきたら対応記録に残すようになってるし、それから1人では話を聞かないように複数で話を聞いて、1人はメモするとかして対応記録を残すというやり方でやっていくべきだと思います。十分でなかったと反省しております。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 今対応記録のお話があったんですが、とるべきだったということで悔やまれていらっしゃるようですが、私の手元に10月30日火曜日お昼の12時50分から13時20分まで副市長室におきまして作間総合政策部長、小坂管財課長、倉迫副市長の3名で対応した対応記録票が手元にあります。内容を申し上げますと、清掃センターの解体工事、この入札の公告の内容について抗議ということが書かれております。御記憶ありますか。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） あります。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 内容のほうを読み上げさせていただきましたら、構成員、代表者の参加要件で、施工実績に関する条件を共同企業体の構成員としての実績は当該共同企業体の代表者として施工した者に限るとしている、これが地元企業に配慮すると言いながら全く配慮されていない。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員、関連の部分だけにしてください。

○委員（佐々木雄司君） いや、関連ですよ、全部、なんです。

○委員長（下山哲司君） 簡潔にして。

○委員（佐々木雄司君） はい。全く配慮されていないでないかというようなそういう抗議があったと。その中で、参加できない企業があるんじゃないかということで具体的に企業名が出されているんですが、これはどこでしたか。

○証人（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） 出ておりました。

○委員（佐々木雄司君） どこですか。

○証人（倉迫 明君） 企業がどこかということですか。

○委員（佐々木雄司君） 企業です。

○証人（倉迫 明君） 企業名までははっきり覚えてないんですけど、何かどっか津山近辺の業者だったと思います。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、最後にしてください。

○委員（佐々木雄司君） これにおきまして、勝手に決めやがってということって言われてるん

ですが、その後にもう庁舎耐震工事やバス事業に協力しないというふうに言われたとこの対応記録票のほうでは書いてます。これは、おどされたんですか、それとも圧力なんですか、印象としてはどちらに強いものですか。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） どちらにも該当するかと思います。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 私が最初に倉迫副市長がキャスティングボードを握ったんじゃないかという感想を持ったのは、先ほどから時系列で5月10日の倉迫さんが電話をした以降、北川議員とずっとやりとりがありました。21日、ここで倉迫さんは北川議員から罵倒され、わしゃ知らんと、おまえらやれよと、供述調書によればですよ、と書かれている。御本人としては肅々と担当部局がやりなさいと言ったということですが、担当部局の側からすれば救いの糸であった、御自身も防波堤になろうと思ったとおっしゃってるわけですから、北川議員のとこに行くときに。そういうつもりがあったんだけど、21日はさすがに切れて、これ以上はわしはあんなやつと話したくないという率直な思いはあったんだろうとこれは推測ですが思います。

その後です、問題は。結局、21日にそういうやりとりがあつて、22日に今倉迫さんおっしゃったように市長も入れて決定したと、絶対組合はだめと。その後、23日が今回の山場ですわ。ここで安本さんと藤井さんは本当に知恵を出して、苦勞して今回のこの賃金決定に至ったということがわかるんですよ。逆に言うと、倉迫さんが21日の時点でもうちょっと俺に任せとけと、俺がもうちょっと対応しようと言っておっしゃれば、安本さんも藤井さんもこんなとんでもない公文書を何度も何度も改ざんし、根拠のない賃金の予算を引っ張り出し、それで北川議員に納得させようと努力したわけですよ。これは、明らかに不正です、全て。この23日が、藤井さんと安本さんが言ってしまう公務員法違反に手を染めた日になったんですよ。そこを恐らく倉迫さんは御理解してないんだろうと思うんです。

ただ、私は、問題はここからなんですけど、今回新たな資料が出てきまして、6月1日に予算流用要求書っていうのがあるんですね。倉迫さん、御記憶がないはずはないです。倉迫さんの判こも押してます。6月1日、2年前の、要するに5月に今回の雇用費をめぐって賃金が違法な形で決定してく経緯の中で、予算流用要求書、要するに今まで吉井観光と契約委託をしてきた委託料のうちの臨時職員賃金、ここを予算流用したいという申し立てをしてるわけですよ、安本さんが。これは、内田教育長の判もある、副市長の倉迫さんの判もある、この文書で要するに1,745万円となっておりますけど、これは10カ月で割ると月約140万円、この140万円を根拠に5人、実質ドライバー、準備要員、待機要員も入れると6人と事務員が1人、この人たちの賃金をここから計算されてるわけですよ。

今私はびっくりしたんですけど、倉迫さんは二、三日後にドライバーが決まりましたという報告を聞いて安堵したと言ったけど、このとき単価も聞いたって今おっしゃった。単価を聞いて

たつていうことは、倉迫さんは副市長ですから臨時職員の採用規定は御存じなわけで、要するに32万円とか28万円という金額が臨時職員の雇用として適切でないということは気づかないとおかしいですね。まず、単価を聞いた時点でその単価について違和感がなかったか、それから6月1日の予算流用書に対してこの職員賃金の1,400万円をなぜ認めたのか、要するに1,400万円であっていいのか、要するに臨時職員だったらもっと安く済むわけです。私が計算したら約700万円ぐらいで済むんですよ、1,400万円も要らない。それをどうしてこのまま判こを押しちゃったのか、この2つについてお答えください。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） その予算流用書の件ですが、それはその委託料、吉井観光との委託料の座しかないのです、それは賃金に持っていこうとしてもとりあえず流用しないとできないので、それで額がその時点ではまだ決まっていなかったんだらうと思いますけど、誰にいくら誰にいくら細かい数字なんですけど、そん中でやるという意味での流用ということで。

それから、単価は、二、三日後には、それから23日ぐらいかに話がつきましたというのを聞きました。それは、教育委員会へ行ったときに話を聞いたということで、書類とか何かを見せてもらったわけではなくて、口頭での話です。

それから、単価については、そのときに話があったのではなくて、単価についても大体のことでの話はあるというのか、全国比較とかをしてみても単価がそんなに異常な単価にはなとりませんというのも、これも口頭で聞いただけです。その処理をもって私も聞いたり確認したりしたのではなくて、それはちゃんとできとりますからという話でした。ですから、140万円をどういうふうに分けしとるかどうしとるかとか、そんなことも何も聞いとりません。

○委員（原田素代君） 済みません。

○委員長（下山哲司君） はい、どうぞ。

○委員（原田素代君） もう一度最後の確認をしますけど、140万円を知らないとおっしゃったけど、予算流用書でこれは140万円になるんですよ、月額が。そもそも自分が腹を立てて、もうわしゃ知らんて言ったような案件を担当の職員たちがどううまく処理してるかっていうのは、そりゃあ当然気になるしチェックする必要があるんじゃないですか、文書で報告しなさいよと言ってしかるべきだと思いますけど、どうですか。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） 私は腹が立って言ったとかは言っておりません、一切。それは、組合でやろうと一生懸命言われてたのを押し返そうとしてたわけで、組合になったらもっと大変なことになるとかと思いますが、それを個々の契約でということで、そういうことでおさまったということで、個々で契約していくのならば特に問題はないだろうと思ってたので、今後は教育委員会でお任せしますから適切な対応をお願いしますと言っただけで、ほんでそれに対してそのときに、ええ、逃げるんかとかわしらをほっとくんかとかそんな話は全然出てもない

し、私は自分らが責任を持ってやってくださいという意味合いで言っただけで、私が腹を立ててやめたとかそんなわけじゃ一切ありません。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） だめです。いろいろ申し上げて済みませんでした。

○委員（原田素代君） 待ってください。今どういう意味ですか、今の発言は。

○委員長（下山哲司君） 打ち切りです。先ほども言ってます。

○委員（原田素代君） じゃあ、もう1回するんですね。

○副委員長（岡崎達義君） やりません。

○委員長（下山哲司君） いいえ。

○委員（原田素代君） あと1問で終わるから言わせてください。もう終わりますから。

○委員長（下山哲司君） 今お聞きになってる内容は、この百条でお聞きになる部分の関連部分ぐらいなんで、これで打ち切らせていただきます。

以上で倉迫明君に対する尋問は一応終了しました。

倉迫明証人には長時間ありがとうございました。御退席してくださいまして結構でございます。ありがとうございました。

○証人（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい。

○証人（倉迫 明君） 一言お礼を、御挨拶をさせていただければと思うんですけど。

○委員長（下山哲司君） 倉迫明君。

○証人（倉迫 明君） きょうは皆様方、お忙しい中を御質問等いただきまして、ありがとうございます。この事件が私が在任中に起きた事件ということで、市民の皆さんにも大変御迷惑をおかけして申しわけなく思っております。この百条委員会において原因を追求していただき、二度とこのようなことが起こらないようにということにさせていただきたいと思っております。皆様方、どうぞよろしく願います。ありがとうございました。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございました。御退席ください。

○証人（倉迫 明君） はい。

〔証人 倉迫 明君 退場〕

○委員長（下山哲司君） ここで、11時30分まで休憩します。

午前11時26分 休憩

午前11時30分 再開

○委員長（下山哲司君） 再開します。

次に、作間正浩証人の入室を求めます。

〔証人 作間正浩君 入場〕

○委員長（下山哲司君） 作間正浩証人におかれましては、お忙しいところ御出席くださいま

してありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしく願いいたします。

これより作間正浩証人から証言を求めます。

まず、事前に住所、氏名、職業、生年月日をこちらに記入していただいておりますが、この内容に間違いございませんか。

○証人（作間正浩君） はい、間違いございません。

○委員長（下山哲司君） 最初に、副委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から御発言を願うことにいたします。

それでは、副委員長、お願いいたします。

○副委員長（岡崎達義君） きょうはお忙しい中、御出席くださりまして、ありがとうございます。

それでは、北川議員への聞き取り報告書から質問させていただきます。

まず、5月14日に、藤井次長、作間部長、津田主幹、職員がスクールバスと市民バスが動かなくなると大変なことになる、5月16日から何とかならないかと言ってきた、運転手に組合で行うことを依頼している、給料についてもよく話をしてくれと言った、組合ですということなので、組合長も決めているので早急に運転組合の会則とかを作成してくれ、会員は5名でいくという話をしていたとあります。まず、北川議員の要望に対してどのような対応をしたのですか。

○証人（作間正浩君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 作間正浩君。

○証人（作間正浩君） 座ったままでよろしいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、結構です。

○証人（作間正浩君） この5月14日という日が定かではありませんが、北川議員さんのところにお伺いしたということは事実であります。

○副委員長（岡崎達義君） 次に、5月16日には吉井運転組合会則、名簿、内規関係文書を教育委員会が作成したのをもらったとありますが、これらは誰が渡したのですか。

○委員長（下山哲司君） 作間正浩君。

○証人（作間正浩君） 5月14日にお会いして北川議員の要望に対してどのような対応をしたとの先ほどの質問でございましたが、総合政策部所管の総務委員長さんということでもありまして、それから地元のバスの運行ということでもありますので、北川議員さんにそういったお話をしたと、困ってるんだというお話をしたということは事実であります。吉井観光というバス会社が運行をやめると、総合政策部の所管でいいますと熊山地域の市バスの運行、これにかかわっておられる会社でございましたので、当然すぐやめるとなりますと通院や買い物の便が失われるということがありますので、市民生活に多大な影響があるのではないかというふう

に思っておりまして、大変困ったことになるかと危惧をしておりました。

議員のお話がありましたとはいっても、継続運行するという場合のいろんなバリエーションがございます。バスの運行に当たりましては、いろんなバリエーションがございます。ほかの会社との契約、あるいはおっしゃられるような組合での運行、そうしたものも含めましてほかの方法も検討する必要があると考えておりました。そういう意味で、組合も含め、継続して運行するために何がベストなのかということの検討はすることといたしました。

過去に吉井地域で組合でのバスの運行実績があったというお話もお伺いしておりましたので、本当にそのころにどういう契約をしていたのか、それから契約の相手としてまた法的の主体として組合で運行させて大丈夫なのかということをお伺いしました津田氏と、弁護士でございますので法律に詳しいということもありますので、検討しようということにはなりました。

それが、先ほどの1問目の北川議員の要望に対してどのような対応をしたのかということでお伺いしております。

それから、16日に委員会が作成したものをもらったという話で、それを誰が渡したのかという御質問でございますが、私はその書面をいただいておりませんし、どんなものだったのかもわかりません。当然私はそれを議員に渡すという役割は果たしておりません。

以上でございます。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

次に、聞き取り報告書の中では5月24日に倉迫副市長、作間部長、藤井次長、安本課長、津田主幹と打ち合わせをしたとあるんですが、この打ち合わせの内容について説明してください。

○証人（作間正浩君） はい。

○委員長（下山哲司君） 作間正浩君。

○証人（作間正浩君） そもそも熊山地域の市バスについてというのは、この24日といわれる日であれば、随意契約で熊山タクシーさんのほうで運行をしていただいております。24日であればもう運転をしていただいているということでございますので、ここにありましたように、吉井地域でのスクールバスの運行のほうはどのようになっていたのかということについての詳細やその様子については、私の部のほうでは把握はしておりませんでした。ですので、先ほど言われました委員会が作成した書面についてもいただいておりませんし、内容はどうなったのかというお話自体はこの時点ではっきりしておりませんので、そのとき組合の話がされていたとしても私のほうはよく理解ができない話であったということでございます。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

以上で質問を終わらせていただきます。

○委員長（下山哲司君） これから各委員から質問があれば行います。

原田委員。

○委員（原田素代君） きょうはお世話になります。よろしく申し上げます。

○証人（作間正浩君） お願いします。

○委員（原田素代君） 5月14日は北川議員の自宅に伺ってるんですか。

○証人（作間正浩君） いや、5月14日に伺ったかどうかということは定かではありませんが、おうちのほうに一度行かせていただいたことはあります。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 家に行った経緯というのはどういう経緯で、普通議員の自宅に行って相談するって余りないと思うんですけど、どうして行かれたんですか。

○委員長（下山哲司君） 作間正浩君。

○証人（作間正浩君） 先ほども申し上げたように、総合政策部所管の総務委員会の委員長さんであるということ、それから地元の会社であるということでお詳しいというお話は多々聞いておりましたので、こういったことになって困ったなあ、こういったことになったこと自体を伝えないという話もないので、お話をしに行こうかということで会社のほうをまず見に行きました、吉井観光の会社のほうを。そこを通過して議員さんのお宅へ行って、こういう話になってるんだけどという話をしたという覚えはございます。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 先ほども御質問が同僚委員からありましたけど、執行部が事業について特定の議員の方に御相談されるっていうのは余り本来のやり方ではないのではないかなあと思うのです。特に利害関係者ですよ、それは御承知だと思うんです、吉井観光と北川議員がどういう関係かっていうのを。全く関係がないと思ってらっしゃいましたか。御存じかどうか教えてください。

○証人（作間正浩君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 作間正浩君。

○証人（作間正浩君） 私は、吉井観光と議員の関係がどうだったかっていうのは定かではなかったです。どういう関係でおられたのかはわかりません。ただ、近くの会社ということは存じ上げておりました。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 周りから北川議員が吉井観光にかかわってるということは聞いたことがなかったんですか。

○委員長（下山哲司君） 作間正浩君。

○証人（作間正浩君） この吉井観光がそのおっしゃられることとしてかかわっていたという

のがどういのお話なのかっていうのが私には見えてはないんですが。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） じゃあ、その上で北川議員に対して倒産すると困ると、その後の対応をどうしようかということで、委員長に対して困るんですよと言って依頼をした相談なんですよね。

○委員長（下山哲司君） 作間正浩君。

○証人（作間正浩君） 依頼をした相談ということですか。依頼をしたっていうのは、会社が倒れると非常に困るんだという事実をお伝えしに行ったという記憶で私はおりまして、それを今おっしゃられた意図は、どうにかしてくれと言って市のほうが全権委任するような話をしたということではありません。困ったことになってるんだということをお伝えしに行ったということにとどまります。

○委員（原田素代君） いいです。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 行本議員。

○委員（行本恭庸君） 総合政策部としては熊山タクシーでももちろんやとられるということで、全部じゃないんで、そのとこに吉井観光も加入しとったということで、先ほどの話では5月24日の時点には既に熊タクの方で採用できとったということを今言われましたが、ということは熊山地域だけは市民バスの対応がスムーズにいとるから、余りあとは関係してなかったんじゃないだろうか。

それと、もう1つは、お金のことについてはどんなんでしょうか。どういうふうな対応をしとったという記憶がございますか。

○証人（作間正浩君） はい。

○委員長（下山哲司君） 作間正浩君。

○証人（作間正浩君） 今言われた質問につきまして、24日の段階で先ほど申し上げたように市バスに関しては総合政策部所管でございます。ですのでその契約について、とりあえず熊山地域の市バスが継続運行できることになったという段階は24日にはなされておりましたので、そのことで教育委員会の所管のスクールバスのことについて私は深く知る由もなかったということではございます。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） お金のことについては。

○証人（作間正浩君） 済みません。失礼しました。

○委員長（下山哲司君） 作間正浩君。

○証人（作間正浩君） お金のことと言われるのは、契約金額か何かのことでしょうか。それにつきましては、熊山タクシーさんに吉井観光さんが運行されていたバスの運転手を雇っていただいて、そちらの会社と市の契約ということになりましたので、お金については市と熊山タクシーさんと、法人との契約、随契でございましたが、急いでおりましたので、こういったことになったということは記憶しております。

○委員（行本恭庸君） ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） よろしいか。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 私のほうからお尋ねをするんですが、ここに至るまでいろいろな方に証人として来ていただいて、お話のほうをお伺いしてきました。そのときに、当時の原課の課長さんであったりとか給食センターのセンター長であったりとかにお話をお伺いさせていただいたときに、上司であった、藤井さんからでありますけども、その藤井さんからの指示だったとしても、どうしても断ることができなかつたんだろうということが私の中で非常に疑問符として大きくなっておりまして、多分ほかのメンバーもどうしても断ることができなかつたんだろうなあとというところは関心が非常に高いところじゃないかなというふうに思ってます。内部通報者制度というものも赤磐市にはありまして、また直属のほかの同僚であったりとか上長に当たる人であったりとかこういうような人がいらっしゃったにもかかわらず、何で相談することができなかつたんだろうなあと思うんですよ。そこで、あくまでこれは私の私見なんです、私見なんですけど。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。市民バスの所管の範囲なんで、先ほども言われたように、教育委員会とはまた別の話なんで、関連部分だけは聞いてくださって結構ですが、またぐって。

○委員（佐々木雄司君） 最後まで質問させてください、おわかりいただけると思うんで。

どうして相談することができなかつたんだろうなあとということを考えてみましたら、非常に密接な関係が作間さんにおきましては倉迫副市長におきましては北川議員との関係であったんじゃないかなというふうに思ってるんですよ。1回私と電話でやりとりをされたときに、北川委員長に言いつけるぞというようなことを私に言ったことがあるんですが、覚えていただけますかね。それが1点と。

あと、北川議員とアルコールを伴う飲食をともにしたことがあるかどうか。

この2点についてお尋ねさせてください。

○証人（作間正浩君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 作間正浩君。

○証人（作間正浩君） 1問目ですが、北川委員長に言いつけるぞと言った覚えは私はありません。

せん。

それから、2問目ですが、飲食を伴う会に参加したことはございます。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） それは、済みません、お尋ねしますが、平成29年5月16日の魚正の件でしょうか。魚正に行かれた後のアルコールを伴う飲食店の件でしょうか。

○証人（作間正浩君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 作間正浩君。

○証人（作間正浩君） その日付については定かではございませんが、議会の方との懇親会の後にバスからおりて2次会に行ったということもございます。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） そのときにどのぐらいのメンバーがいらっしゃいましたか。

○委員長（下山哲司君） 作間正浩君。

○証人（作間正浩君） そのときであれば、帰りの方向がバスによって違いますので、そのバスに乗っておられた六、七名というふうには記憶しております。その都度メンバーのほうは違っていたのかなとは思いますが、誰だったのかっていうのは定かではございません。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） その際の支払いはどうでしたか。ちゃんと支払いされましたか。

○証人（作間正浩君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 作間正浩君。

○証人（作間正浩君） 支払いのほうは、割り勘という形で指定されたお金をお支払いはしました。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 領収書など支払いを証明する資料っていうのはありますか。

○証人（作間正浩君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 作間正浩君。

○証人（作間正浩君） 領収書等は、私がいただいたことはございません。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 支払いを証明する資料はありますか。

○委員長（下山哲司君） 作間正浩君。

○証人（作間正浩君） 資料と申しますとどういったことを思われているか、私は領収書はい

ただいておりますし、その類いもいただいたことはありません。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 議員とアルコールを伴う席をともにするということについての職員としての、幹部職員、執行部、決裁権を持つ執行部としてそこら辺の倫理意識というのはどうでしょうか。

○証人（作間正浩君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 作間正浩君。

○証人（作間正浩君） 求められとる倫理意識を外れることなく、私はお酒を飲んだことは一度もございません。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） じゃあ、席にはいたけどもアルコールはとってないと。

○証人（作間正浩君） はい。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） そのほか下市のあたりの居酒屋さんだと思うんですが、そちらの場所に北川議員から呼び出されて行ったことはありますか。

○委員長（下山哲司君） 作間正浩君。

○証人（作間正浩君） 呼び出されて行ったということはございません。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） そのときに写真があるかもしれませんしほかの誰かから証言があるかもしれませんが、もう一度お尋ねしますが、今の否認の答弁でよろしいですか。

○証人（作間正浩君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 作間正浩君。

○証人（作間正浩君） 呼び出されて行ったことはありません。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） じゃあ、そこに同席した市内業者も知らないし入札業者かどうかということも御存じないか。

○委員長（下山哲司君） 作間正浩君。

○証人（作間正浩君） 何のことをおっしゃられているのかわかりませんが、呼び出されて行ったことはありません。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 条件が限定されてるんですが、呼び出されて行ってないという条件を外せば、下市あたりにある、言い方を変えますと市役所の周辺にある居酒屋さんに北川議員

と一緒に飲食をともにしたということはありませんか。

○委員長（下山哲司君） 作間正浩君。

○証人（作間正浩君） この近くで居酒屋に行ったという覚えは、今はもう店がないのかもしれませんが、記憶しているのは1軒あります。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） その席に業者さんは同席していましたか。

○証人（作間正浩君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 作間正浩君。

○証人（作間正浩君） 覚えてる限り、業者は同席していませんでした。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） その席にはどなたがいらっしゃいましたか。

○証人（作間正浩君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 作間正浩君。

○証人（作間正浩君） その席には、総務委員会のメンバーの総務部長とか藤井次長とかがいたように記憶はしております。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 何の質問をさせていただいたかという、この百条委員会では最終的に再発防止というようなところで、原因究明ですよ、図っていかなければいけないわけです。そのときに、やっぱり相談できる体制があったりとか、あと何か問題があれば通報できる体制というものが赤磐市において十分機能していたのかどうかというところに、非常に私は疑いを持ってるんですよ。上層部たるあるいは自分の上長なる人が飲食を伴うような席で懇意にしてると思えば、これは通報もできませんし相談にも行けないじゃないですか。この点についてどう思いますか。

○委員長（下山哲司君） 作間正浩君。

○証人（作間正浩君） 私に所感を求められているのだとしたら、それはそれ、業務上支障があることについては通報すべきだと思います。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 結構です。

○委員長（下山哲司君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） 以上で作間正浩君に対する尋問は一応終了しました。

作間正浩証人には長時間ありがとうございました。御退席してくださいまして結構でございます。ありがとうございました。

○証人（作間正浩君） ありがとうございます。

〔証人 作間正浩君 退場〕

○委員長（下山哲司君） 続いて、2番目、証人出頭要求について、証人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

公金支出及び公文書改ざん等に関する調査を行うため、来る5月12日午前10時に杉本孝明君、津田真臣君を証人として本委員会に出頭を求め、スクールバス及び学校給食センター臨時職員の任用等に関する件について証言を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続いて、3番目、その他に入ります。

その他で委員さんから何かありましたら御発言をお願いいたします。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 多分原田委員とかも御賛同いただけると思うんですが、これから佳境に入ってきてまして、重要人物に対する尋問のほうが、お尋ねが続いてまいります。きょうみたいに時間を切られて質問が途中で切られてしまいましたら、思ったように尋問ができないというようなことにもなっております。なので、その時間的な余裕ですね、1時間ごとに切るということは、休憩をとっていただくことはそれはいいんですけども、ここからここまでの時間というような感じの制限の中での運営というものはぜひ見直していただけたらなということの要望を入れさせていただきたいと思います。

○委員（原田素代君） 異議なし。

○委員長（下山哲司君） 申し上げます。1時間で切るという目安はありますが、1時間で切るという決定はいたしておりません。きょうも結構、1時間25分ほどかかりましたが、そのときの状況に応じて対応してまいりたいというふうに今後も思っておりますので、御了承を願いたいと思います。

○委員長（下山哲司君） 岡崎委員。

○副委員長（岡崎達義君） 今佐々木委員が時間制限なしでっていうような話なんですけれども、あくまで証人の方に来ていただいておりますので、きちっとした時間を設けて、その中で簡潔に質問していただくっていうのも議員の資質かと思えます。ですから、簡潔に質問していただいて、証人にも簡潔に答えていただく。それから、皆さんが質問できるように、1人ばっかりで全部質問していかないように、そこらあたりも考えていただきたいと思います。ですから、きょうも1時間以上かかった証人もいらっしゃいますから、なるべく1時間内でおさめるように皆さんで努力していただきたいと思います。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 今回の岡崎副委員長の発言はちょっと矛盾を感じるんですけど、できるだけ皆さんが一通り回すために1時間というのは、これは絶望的に無理だと思います。具体的に準備をして質問をあらかじめ私も提出してますし、きょうはここまではどうしても聞きたいという思いを準備しているんですが、簡潔にと言われても、このメンバーの全員が一回りするためには私もですから全部は言いません、途中で皆さんのほうに回していただくような配慮をしているつもりです。ですから、せめてあと一言なんですっていう場合に、いや、それでも時間ですから切られるのは、やはり余りいい印象を持たない、それでまた次回があると思いませんから。だから、せめてあと1問というときはそこは委員長の裁量をお願いしたいし、全員でやるのであればやっぱり1時間というのは、その相手にもよりますが、これだけのメンバーが一人一人おっしゃるには1時間は無理だと思います。だから、もう少しゆとりを持って証人の方には御案内をしていただきたいなというふうに思います。

○委員長（下山哲司君） 委員長として一言申し上げます。

調査でありますので、個人の御意見がかなり含まれてお聞きになられとるような感じもありますので、そういう部分で時間が長くなっているんだというふうに思いますので、今まで出た書類の中から簡潔にお聞きいただければもう少し短くなるんだというふうに思いますので、最初に出した内容について、そごについてということを基本的に考えてやっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたしておきます。

その他についてありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） その他についてももうないようですので、以上をもちまして第9回公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会を閉会といたします。

皆様、本日は長時間にわたりお疲れさまでございました。

午前11時58分 閉会